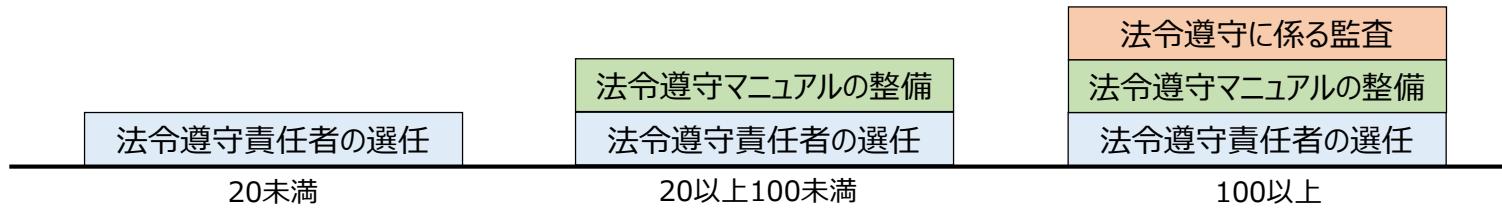


# 業務管理体制の整備に係る届出について

- 事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止とともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられている（介護保険法第115条の32～34）。
- 指定介護サービス事業を行う事業者は必ず、運営する事業所数に応じて  
①必要な体制を整備し、  
②所管の行政機関に届け出  
なければならない。



## 1 届出先

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

## 2 届出内容

区分	届出内容
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
法令遵守規程の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
業務執行の状況の監査	業務執行状況の監査方法の概要

## 3 変更届

- ・法人の組織改変等により届出内容に変更が生じた場合には、変更届出が必要。
- ・事業所所在地の拡縮等により、届出先に変更が生じた場合には、変更前、変更後にそれぞれの行政機関に届出が必要。



提出先が廿日市市の場合は、高齢介護課まで届け出でください。